

R 4.6.1から児童手当が変わります

特例給付の所得上限限度額の新設

令和4年6月分（10月支給分）から、次の表の②以上の所得がある方に対しては、特例給付を支給しないこととなりました。①以上②未満の所得がある方に対しては、特例給付（児童1人当たり月額5,000円）を支給します。

なお、当該所得上限限度額を超え、特例給付の対象外となった受給者は、児童手当等の受給資格を喪失しますので、翌年に所得上限限度額未満になった場合には、改めて認定請求をする必要があります。

※ ここにいう所得は、1月分から5月分までの児童手当については前々年分、6月分から12月分までの児童手当については前年分が対象になります。

よって、令和4年6月の現況届（令和3年の所得）により、所得上限限度額を超え、受給資格を喪失した方について、令和4年の所得が所得上限限度額未満になった場合は、改めて認定請求する必要があります。

なお、児童手当は、原則として請求をした日の翌月分から支給されますが、市民税課税通知書などにより、所得上限額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に認定請求をしたときは、6月分から支給することになります。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

「収入額の目安」は、あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。